

農地法第4・5条の規定による許可申請（一時転用） 提出書類一覧表

【営農型太陽光発電設備】

（令和6年4月版）
千葉市農業委員会

* 証明書類は、申請前3か月以内のものを添付してください。
* 証明書類等は、原本を提出してください。〔原本返還希望の場合は、原本及びコピーを提出してください（原本は確認後返還します）〕
* 営農型太陽光発電設備の設置については、千葉市では、国の通知等に基づいて審査を行っております。今後、国からの通知等により、必要書類に変更が生じる可能性がありますので、申請の都度、最新の情報を千葉市農業委員会事務局に確認するようお願いいたします

書類の内容	書類の種類	要否	確認欄	備 考
1.許可申請	a.許可申請書【様式あり】	必須		
2.転用申請地の状況等に関する書面	a.土地の登記事項証明書	必須		全部事項証明書で、3か月以内に発行されたもの
	b.住民票、戸籍の附票等			土地所有者の現住所が、登記事項証明書に記載されている住所と異なる場合 現住所までの異動がわかる書類
	c.土地所有者の同意書			賃借人等が転用又は貸付等をする場合
	d.賃借権解約等に係る許可申請書又は通知書			賃借権設定期間内に転用を行う場合で、農地法第18条に定める手続が必要な場合
	e.転用同意書			賃借権や地役権等が設定されている場合や、他に共有者がいる場合など、その土地に対する権利を有する者の同意が必要
3.申請者の行為能力等に関する書面	a.法人の登記事項証明書			法人による申請の場合
	b.法人の定款又は寄付行為			
	c.相続関係（土地の所有関係）が確認できる書面			登記名義人が死亡後、相続登記が未了の場合 ①相続関係図 ②戸籍・除籍謄本 ③相続放棄申述受理謄本、遺産分割協議書又はこれに代わるべき同意書等の書面
4.転用申請地の位置と農地区分の判断に関する書面	a.位置図	必須		最寄の駅、役場、インターチェンジ、その他の公共施設からの位置がわかるもの
	b.公図の写し	必須		①隣接土地の地番・地目・現況・土地所有者・耕作者名を記載 ②申請地がわかるよう色枠を付す ③赤道は赤色、青道は青色に色塗り
	c.周辺土地利用状況図	必須		周辺の土地利用状況が分かる図面（住宅地図等）（a.の位置図と兼ねてもよい）
	d.申請地を含めた周辺の現況写真	必須		写真上に申請地の範囲を赤線で示し、撮影日を記載し番号等を付け、公図の写し等に撮影方向を矢印で記入
	e.地積測量図			一筆の内の一部に設備を設置する場合
5.事業計画に関する書面	a.事業計画書【様式あり】	必須		事業を行う理由、土地選定理由を詳細に記入。周辺農地への被害防除対策、隣接農地所有者及び耕作者への転用事業の説明状況も記載。
	b.土地利用計画図	必須		土地利用計画を詳細に記入し、位置・隣接境界・施設間の距離を明記
	c.農地以外の一体利用地の一覧表			農地以外の一体利用地がある場合 （筆数が少ない場合は、1-a.許可申請書への書込みでも可）
	d.設備の平面図・立面図	必須		パワーコンディショナー等設置位置、東京電力の電線との接続位置、支柱の間隔・高さ・埋め込み深さなども明示
	e.排水計画図			放流先を明示した、排水施設構造図（自然浸透処理のみの場合は不要）
6.資金計画に関する書面	a.転用に要する資力を証する書面	必須		①預貯金残高証明書 ②融資（見込み）証明書 ③補助金の内示通知書 等
	b.転用に要する経費（パネル購入費、設置工事費等）に係る見積書	必須		原本提出（原本返還希望の場合は、原本を提示のうえ、コピーを提出）
	c.支柱を含む設備の撤去費用の負担について、設置者が負担することを証する書面【様式あり】			設備設置者が、土地所有者・設備下部での営農者以外の場合
	d.支柱を含む設備の撤去経費に係る見積書	必須		原本提出（原本返還希望の場合は、原本を提示のうえ、コピーを提出）
	e.支柱を含む設備の撤去に必要な資力を有することを証する書面	必須		「a.資力を証する書面」と兼ねてよい
7.農業上の利用との調整に関する書面	a.隣接農地所有者・耕作者の意見書			北側等の隣接地が農地であり、営農に影響が及ぶ可能性が考えられる場合に添付
	b.土地改良区の意見書			申請地が土地改良区域内にある場合（意見を求めた日から30日を経過してもその意見が得られなかった場合は、その事由を記載した書面）
	c.水利権者の同意書			取水・排水についての水利権者の同意書（同意を得られなかった場合は、その理由を記載した書面）
8.農地の復元に関する書面	a.農地復元誓約書【様式あり】	必須		

（裏面へ続く）

書類の内容	書類の種類	要否	確認欄	備 考
9.その他、営農型太陽光発電設備設置の場合の必要書面	a.電気事業者の電力系統に連系することの 現実性が確認できる書類	必須		経済産業省による事業計画認定通知及び電気事業者との受給契約書の写し ※事業計画認定通知の発出までに相当の期間を要すると認められる場合は、事業計画認定申請が行われていることが確認できる書類(事業計画認定申請書の写し等)、及び、電気事業者による系統連系の同意を得られていることが示された書面で代替可能とする
	b.営農計画書【様式あり】	必須		栽培計画、収支見込みその他の事項について記載したもの。根拠となる書類添付
	c.設備下部の農地における営農へのの影響見込【様式あり】	必須		根拠となる書類を添付
	d.上記b、cに係る根拠となる書類	必須		① ②以外の場合 次に掲げるいずれかの事項を記載した書類 ア 下部の農地で栽培する農作物についての千葉市における生産量及び品質に関するデータ(試験研究機関による調査結果等) イ 下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者(普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等)の意見書【様式あり】 ウ 当該申請に先行して下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績(千葉市内において行われているものに限る。) ② 千葉市で栽培されていない農作物又は生産に時間(1年以上)を要する農作物を栽培する場合 ①のイに掲げる事項のほか、次に掲げるいずれかの事項を記載した書類 ア 申請者自ら又は第三者に委託して千葉市内で試験的に実施した栽培の実績 イ 単位面積当たりの収穫量(以下「単収」という。)の根拠を含む栽培理由【様式あり】
	e. 下部農地の栽培実績書及び収支報告書の提出に係る誓約書【様式あり】	必須		毎年、下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績書及び収支報告書を提出することを誓約する旨を記載した書面
	f.農地法第3条許可申請書【様式あり】			設備設置者が、土地所有者・設備下部での営農者以外の場合
	g.太陽光発電設備等の概要について記した書面	必須		「発電出力、年間予測発電量、支柱の仕様(素材、パイプ径など)、支柱の固定方法(基礎固めの有無、埋め込み深さなど)パネルの設置角度、パネルにより太陽光が遮光される平均割合(平均遮光率)、パネルの仕様(メーカー名、品番、寸法、出力)、パネルの設置枚数、耐用年数、年額メンテナンス費用、売電契約年数、売電単価、年間売電見込額」などについて記載した書面。様式不問。
その他、場合により必要となる書類				
10.その他	a.過去の許可済地の概要説明書			過去に転用許可済地がある場合、その現状及び利用状況を記載(なお、予定期間経過後も転用や農地復元が完了していない場合は、その理由も記載)
	b.公有財産管理者の同意			道路・水路の占有使用許可書等(申請中の場合は申請書の写し)
	c.他法令の許認可申請書等の写し又は申請状況を説明した書面			他法令の許認可等が必要な場合(未申請の場合は、今後の申請予定等の状況を説明した書面を添付)
	d.委任状			代理人が申請する場合。許可申請書に記名押印した場合は、委任状にも同じ印を押す。
	e.その他農業委員会が必要と認める書類			

【許可までの事務の流れ】

(以下は、一般的な場合です。2haを超える大規模転用や、2市にまたがる転用など、以下とは異なる場合もあります。)

